

多量排出事業者等による産業廃棄物 処理計画の策定マニュアル

長野県環境部資源循環推進課

令和2年2月

目 次

1	はじめに	1
2	多量排出事業者及び準多量排出事業者（以下「多量排出事業者等」という。）	1
3	多量排出事業者等の判断基準	
(1)	産業廃棄物の発生量の捉え方	2
(2)	処理計画等の作成単位	3
(3)	当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い	4
(4)	電子マニフェストの使用が義務となる事業者	5
4	処理計画等の作成・提出	
(1)	提出書類の種類等	6
(2)	処理計画等の作成	6
(3)	実施状況の報告	9
5	公表	10
6	様式	
	法施行規則様式第2号の8（第8条の4の5関係）	12
	法施行規則様式第2号の9（第8条の4の6関係）	18
	法施行規則様式第2号の13（第8条の17の2関係）	21
	法施行規則様式第2号の14（第8条の17の3関係）	27
	条例施行規則様式第26号（第46条関係）	30
	条例施行規則様式第27号（第46条関係）	36
	別紙1	39
	別紙2	40
	別紙3	41
	別紙4	42
7	関連法令等	43
	産業廃棄物の種類	53
	特別管理産業廃棄物の種類	54
	提出先地域振興局一覧	55

1 はじめに

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）」において、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定める事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、当該事業所に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出すること、また、その処理計画の実施の状況（以下「実施状況」という。）について、都道府県知事に報告することが義務付けられています。さらに、都道府県知事は、多量排出事業者から提出された処理計画及び実施状況（以下「処理計画等」という。）を公表することとされています。

また、長野県では平成 21 年度から、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、その事業活動に伴う前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上 1,000 トン未満である事業場を県内（長野市を除く。以下同じ。）に設置している事業者（以下「準多量排出事業者」という。）についても、処理計画等を知事に提出・報告することが義務付けられ、また、知事は、準多量排出事業者から提出された処理計画等を公表することとされています。

本マニュアルは、多量排出事業者や準多量排出事業者の皆さんが処理計画等を作成する際の手引きとして取りまとめたものです。本マニュアルを参考として創意工夫のある処理計画を作成していただき、産業廃棄物の減量化及び適正処理に向けて、より一層の取組を進めていただきますようお願いいたします。（本マニュアルは、環境省が作成したマニュアルを基に長野県版として作成したものです。）

下記ホームページにも様式等を掲載していますのでご利用ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/sakuse/index.html>

2 多量排出事業者及び準多量排出事業者（以下「多量排出事業者等」という。）

法で定める多量排出事業者は、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が 1,000 トン以上（砂利洗浄汚泥は除きます。）又は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者がこれに該当します。

また、条例で定める準多量排出事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上 1,000 トン未満である事業場を県内に設置している事業者がこれに該当します。（産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類については、P48・49 を参照。）

なお、多量排出事業者等には、中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。）は含みませんが、建設業の一部である家屋解体業者は含まれますのでご注意ください。

多量排出事業者	<ul style="list-style-type: none">前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である事業場を設置している事業者（法施行令第 6 条の 3） 又は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者（法施行令第 6 条の 7）
準多量排出事業者	<ul style="list-style-type: none">前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上 1,000 トン未満である事業場を県内に設置している事業者（条例第 55 条の第 1 項）

3 多量排出事業者等の判断基準

(1) 産業廃棄物の発生量の捉え方

多量排出事業者等に該当するかどうかの判断においては、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の発生量（以下「発生量」という。）の捉え方が重要となります。

発生量については、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指していますが、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定されます。

そこで、発生量については、生産工程の中で行われる減量操作等の工程を経て発生する場合には、その発生時点での量とし、生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理としての操作が行われる場合は、当該廃棄物処理工程前の量とします。

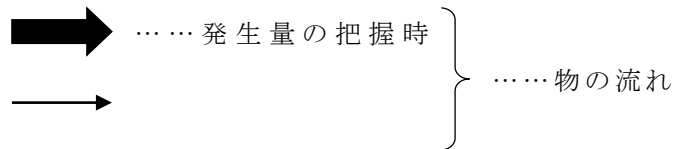
自ら直接再生利用する、あるいは中間処理することにより発生した廃棄物を減量化する場合についても、その量は「自ら直接再生利用した量」あるいは「自ら中間処理した量」として把握されるため、「発生量」はその前の時点での量として捉える必要があります。

例えば、ある事業場が 500 トン以上の産業廃棄物を発生し、自社の別の事業場でこの廃棄物の処理を行う場合には、当該処理に係る発生量については、自ら中間処理する量等とし、当該廃棄物に関する処理計画等の作成は、廃棄物を発生した事業場において行うこととします。

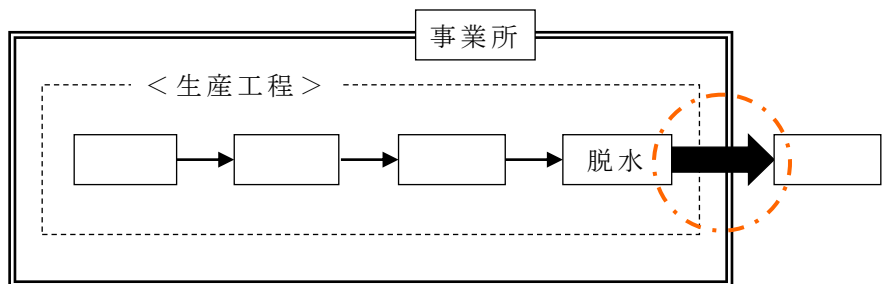
[例：汚泥の場合]

汚泥については、脱水・乾燥前と脱水・乾燥後で重量が大きく異なるので、注意が必要です。

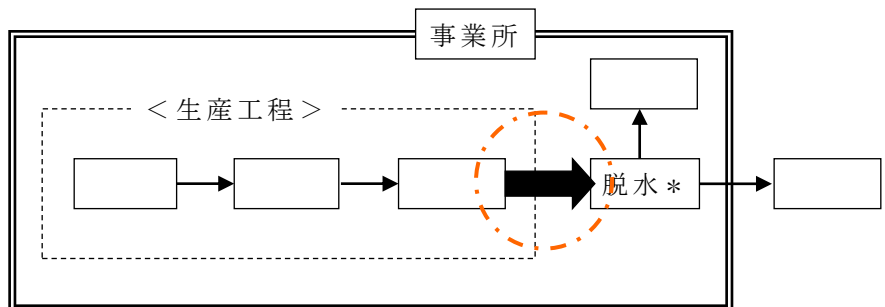
従来どおりの考え方により、発生量の把握時点は次のとおりとします。



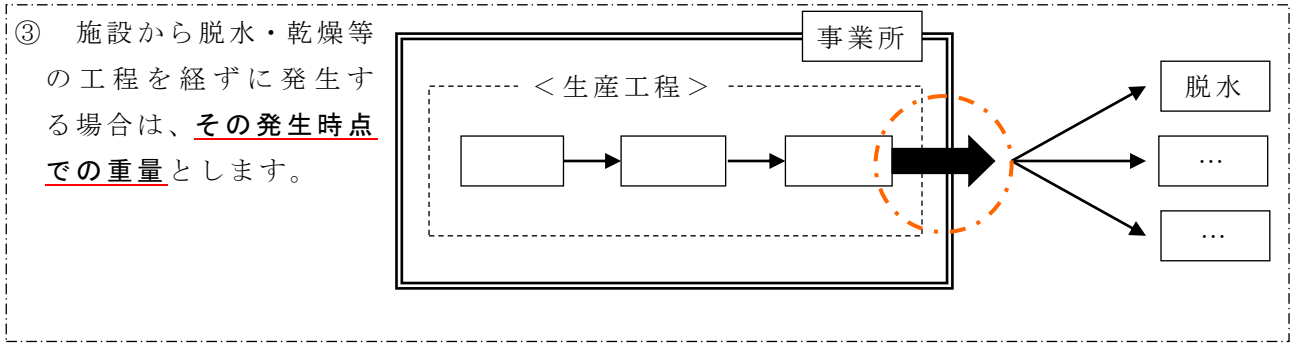
① 製品の生産工程、あるいは一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合は、その脱水・乾燥工程後の重量とします。



② 同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理としての汚泥の脱水・乾燥と捉えられる場合は、その脱水・乾燥工程前の重量とします。



* 廃棄物の処理としての脱水工程

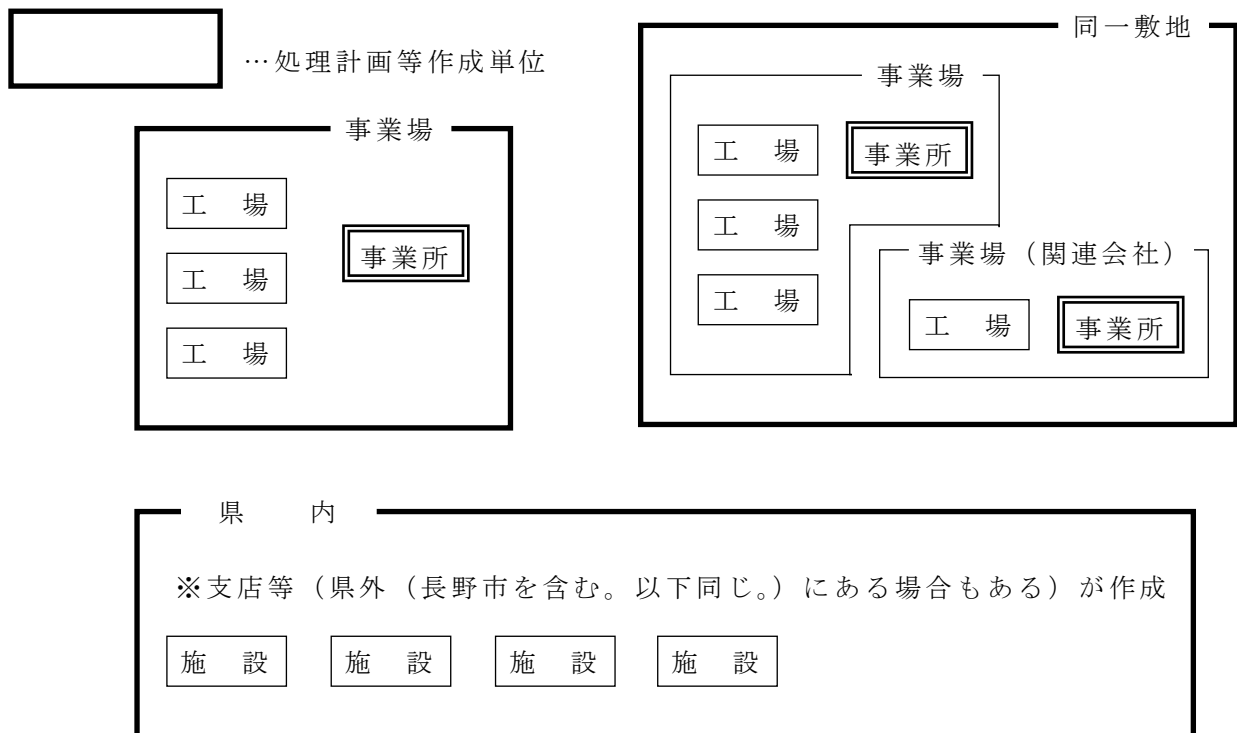


(2) 処理計画等の作成単位

ア 製造業等

製造業など同一場所に継続的に所在する事業場の場合は、事業場ごとに処理計画等を作成することを基本とし、多量排出事業者等に該当するかどうかは、事業場ごとに判断します。なお、多量排出事業者等が処理計画等を作成する際、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできます。

また、事業者が県内に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合で、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者等に該当するかどうかの判断をすることとします。この場合には、処理計画等の作成はそれら県内の施設を管轄している本店、支店、営業所等（以下「支店等」という。）が行うこととします。



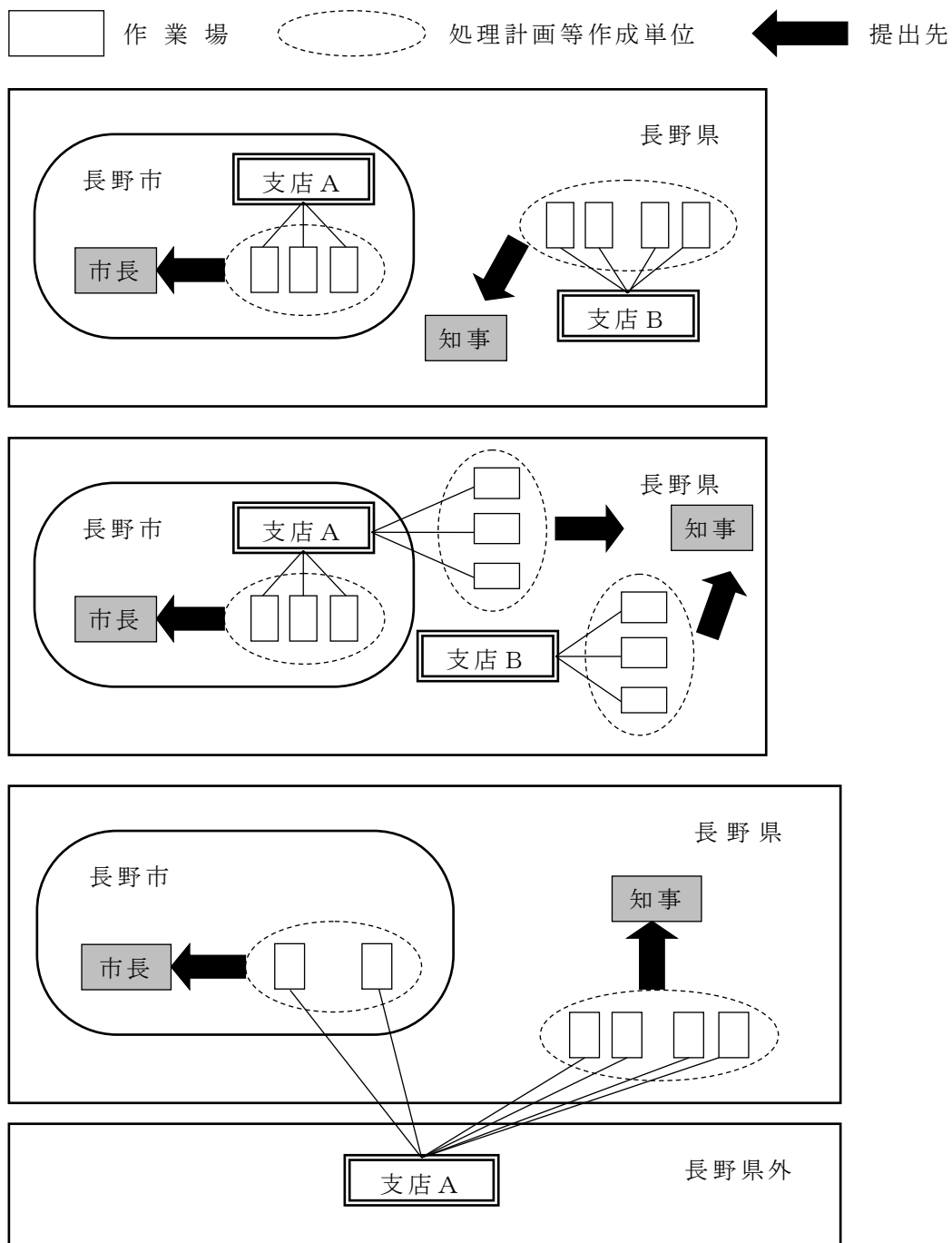
イ 建設業等

建設業における作業場や工事現場（以下「作業場等」という。）のように、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場の場合は、廃棄物の減量及びその他適正処理の促進という目的に照らし、県内の事業場（作業場等）を総括的に管理している支店等の単位で、それらの事業場（作業場等）に係る処理計画等を作成することを基本とします。多量

排出事業者等に該当するかどうかは、支店等が管理する県内の作業所等を合わせて判断します。(長野市と長野市以外の長野県内の市町村は別の区域となりますので、支店等ごとに長野市と長野市以外の市町村における作業場等での発生量を別々に捉えて判断してください。)

なお、多量排出事業者等が処理計画等を作成する際、同一敷地内の関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできます。

建設工事等（工作物の建設工事及び解体工事（改修工事を含む。））における排出事業者には、元請業者が該当します。



(3) 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い

処理計画は、その年度に現に事業場を設置している事業者が作成することとします。した

がって、前年度に産業廃棄物の発生量が 500 トン以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されていて存在しないような場合には、前年度の産業廃棄物の発生量に係わらず、当該事業場に係る処理計画の作成義務は生じません。（この場合も、前年度の実施状況は報告してください。）

一方、複数の施設や作業所等について支店等がまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設や作業所等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合にあっては、それらは当該年度の処理計画には含みませんが、多量排出事業者等の判断に用いる前年度の発生量については含むこととします。

(4) 電子マニフェストの使用が義務となる事業者

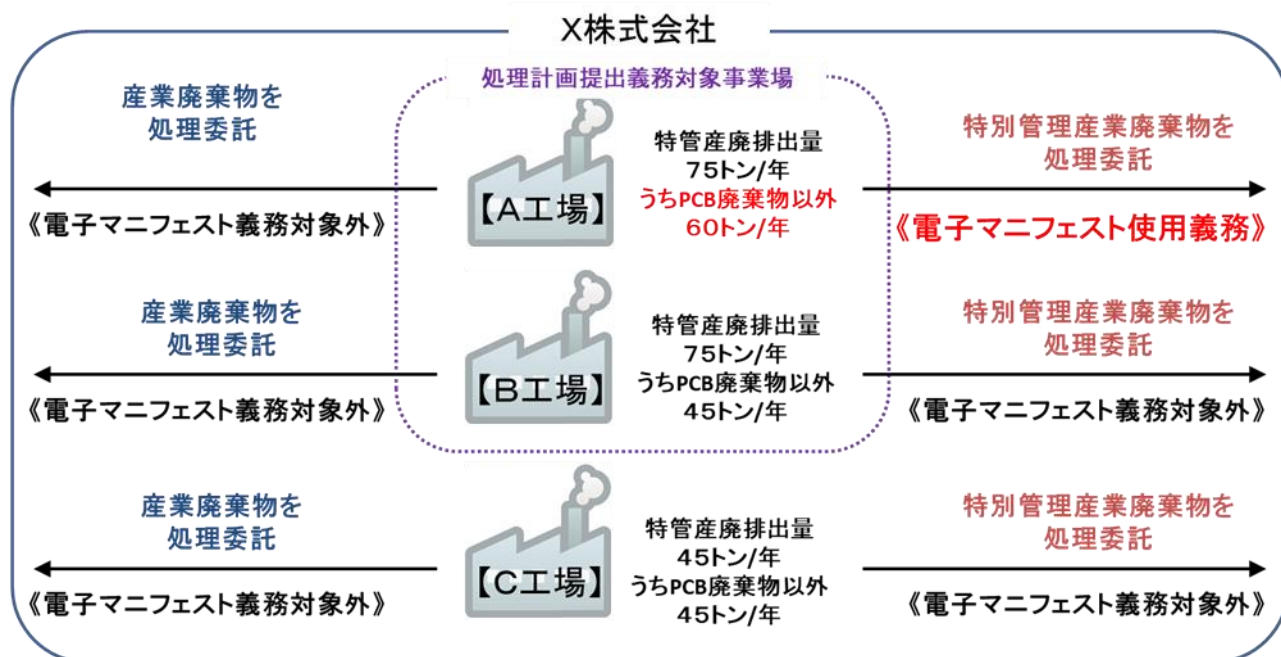
当該年度（2020 年度以降）の前々年度の特別管理産業廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除き、施行令第 2 条の 4 第 5 号ル(8)に掲げるポリ塩化ビフェニルを含む汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含む。以下、この項について同じ。）の発生量が 50 トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用の義務対象となる。

法第 12 条の 5 第 1 項等に基づき電子マニフェストの使用が義務付けられる事業者（以下「電子マニフェスト使用義務者」という。）に該当するか否かは、当該年度の前年度に提出された処理計画（様式第 2 号の 13）の「電子情報処理組織の使用に関する事項」欄に記載された特別管理産業廃棄物排出量から判断する。

義務対象となるのは特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合のみであり、同一の事業場から発生するものであってもいわゆる普通産廃や PCB 廃棄物の処理を委託する際は紙マニフェストの使用も可能。

また、電子マニフェスト使用義務者となるか否かは年度ごとに判断するため、いったん電子マニフェスト使用義務者となった事業者であっても、特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン未満となった年度の翌々年度は、義務対象から外れることとなる。

【電子マニフェスト使用義務の対象（例）】



4 処理計画等の作成・提出

(1) 提出書類の種類等

多量排出事業者等が提出する書類、提出期限等は次のとおりです。図1の流れに従って作成し、原則として電子データを電子メール又はCD-ROMなど電子媒体で管轄地域振興局環境課に提出してください。(建設業等の場合で、処理計画等を作成した支店等が県外又は長野市にある場合は、資源循環推進課に提出してください。)

なお、電子データにより提出することができない場合は、書類(紙媒体)1部を提出してください。その場合、公表に使用するため処理計画等には社印等は押印しないでください。

また、提出者及び報告者は、原則として処理計画等の作成単位である事業場の代表者(工場長、支店長、営業所長等)としてください。

対象事業者	提出書類	内 容	提出期限
産業廃棄物多量排出事業者等(前年度発生量500トン以上)	産業廃棄物処理計画書	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者：法施行規則様式第2号の8及び別紙1 準多量排出事業者：条例施行規則様式第26号及び別紙1 	当該年度 6月30日
	産業廃棄物処理計画実施状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者：法施行規則様式第2号の9及び別紙2 準多量排出事業者：条例施行規則様式第27号及び別紙2 	翌年度 6月30日
特別管理産業廃棄物多量排出事業者(前年度発生量50トン以上)	特別管理産業廃棄物処理計画書	<ul style="list-style-type: none"> 法施行規則様式第2号の13及び別紙3 	当該年度 6月30日
	特別管理産業廃棄物実施状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> 法施行規則様式第2号の14及び別紙4 	翌年度 6月30日

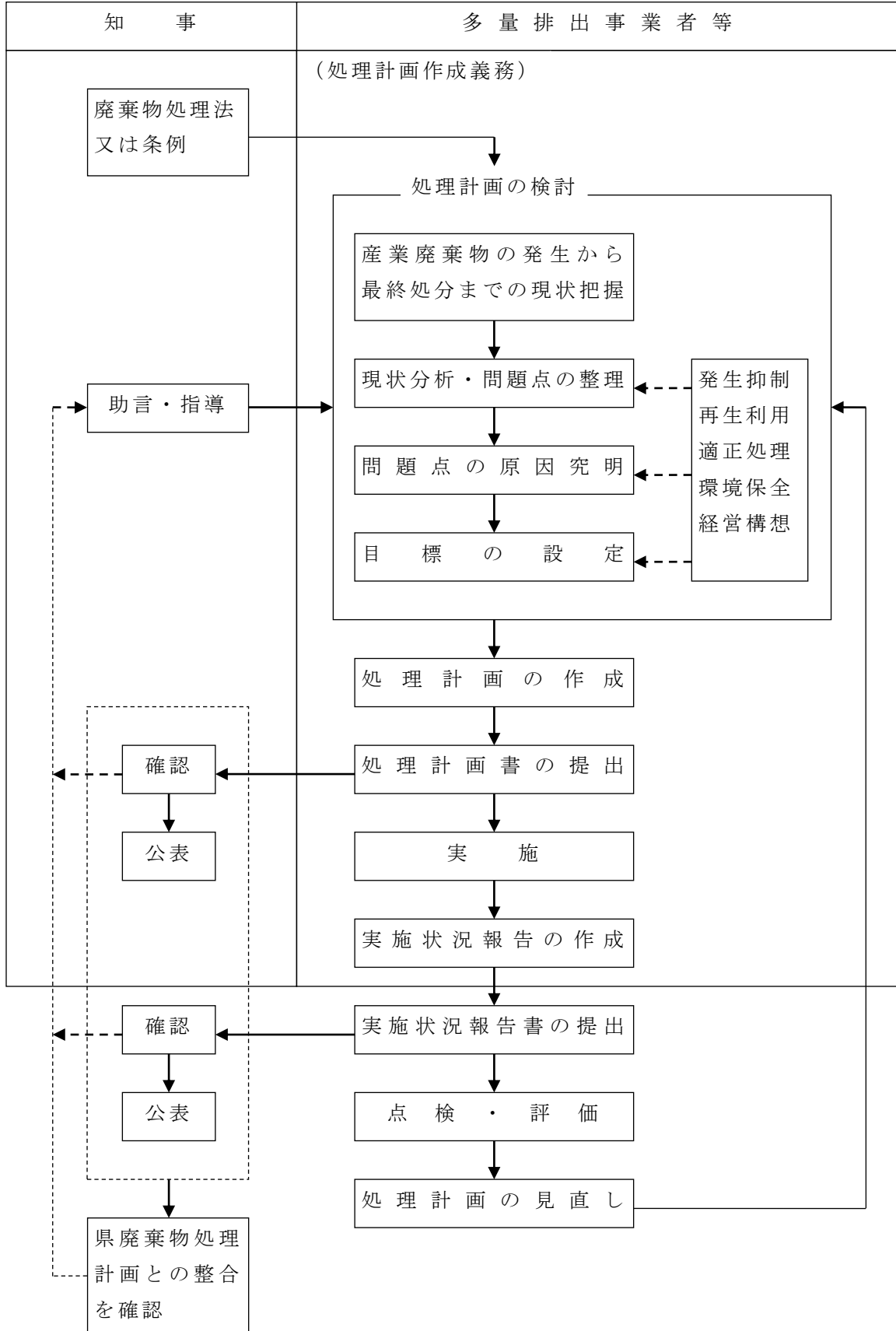
様式P10～P40 記載

(2) 処理計画等の作成

処理計画の作成は、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに作成してください。

なお、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の双方について多量排出業者に該当する者は、それぞれの廃棄物について記載した処理計画等を作成してください。

図 1 処理計画等の作成・提出の流れ



処理計画（法施行規則様式第2号の8、法施行規則様式第2号の13、条例施行規則様式第26号）は、次の記入要領に従って記載してください。（法施行規則様式第2号の13は、「産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」と読み替え、準じて扱ってください。）

【第1面】

ア 「事業場の名称」及び「事業場の所在地」

処理計画の作成単位とした事業場（建設業の場合は支店等）の名称及び所在地を記載してください。

イ 計画期間

当該事業所又は事業者が定めた計画期間を記載してください。

※ 計画期間については法令等による定めはなく、4月から翌年3月までの1年間を期間とすることや、中長期的な視野に立った処理計画を策定するために、複数年度を期間とすることが考えられます。

ウ 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類

日本標準産業分類により、業種の名称（中分類、小分類）と分類コード（4桁）を記載してください。複数の分類項目に該当する場合は、主要な業種としてください。

② 事業の規模

製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記載してください。

③ 従業員数

パート等の臨時職員を含めた事業場の従業員数を記載してください。

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載してください。

【第2面以下】

ア 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

産業廃棄物処理に関する管理組織図（産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者、廃棄物処理施設技術管理者等）について記載してください。

イ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状（前年度の実績）及び②計画（本年度の目標）は、産業廃棄物の種類（P48・49を参照）ごとの量と全種類の合計及び取組を記載してください。種類が多く欄内に書ききれない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙1（特別管理産業廃棄物の場合は、別紙3）又は、これに準じた様式に記載して添付してください。

なお、「本年度の目標」の各欄については、建設業等のように受注によって大きく左右される場合も想定されますが、その場合は、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとに推計するなどして記載してください。

また、記載する数値については重量で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合には、各社で妥当と判断されるおおよその見かけ比重を用いて、それぞれ重量に換算してください。

※ 産業廃棄物の排出量には、自己直接再生利用量を含めた事業場における産業廃棄物の

発生量を記載してください。

ウ 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状には、分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組内容を記載してください。

②計画には、今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組内容を記載してください。

エ 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

産業廃棄物の種類ごとに、自ら再生利用を行った産業廃棄物の量について、前年度の実績、本年度の目標及び取組を記載してください。

※ 自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量を記載してください。

オ 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、本年度の目標及び取組を記載してください。

カ 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

産業廃棄物の種類ごとに、自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量について、前年度の実績、本年度の目標及び取組を記載してください。

※ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分する量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。

キ 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載し、その内数として、優良認定処理業者（法施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（法第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度の実績、本年度の目標及び取組を記載してください。

ク 電子情報処理組織の使用に関する事項

様式第2号の13「電子情報処理組織の使用に関する事項」欄の「特別管理産業廃棄物排出量」が50トン以上の者は、「今後実施する予定の取組等」に、電子マニフェストへの加入（未加入者は加入予定、既加入者は加入済みである旨）、電子マニフェスト対応処理業者との契約等について記載するとともに、情報処理センターに登録することが困難な事由（規則第8条の31の4）があらかじめ明らかな場合は、その旨及び理由を記載する。他方、50トン未満の者は、次年度について電子マニフェスト使用義務者に該当しない旨を記載してください。

ケ その他

それぞれの欄に記載すべき事項を記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付してください。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙1（特別管理産業廃棄物の場合は、別紙3）又は、これに準じた様式に記載して添付してください。

(3) 実施状況の報告

多量排出事業者等は、前年度に作成した産業廃棄物処理計画の実施状況について、法施行規則様式第2号の9又は条例規則様式第27号(特別管理産業廃棄物の場合は法施行規則様式第2号の14)により、報告しなければなりません。また、複数年度にわたる処理計画を策定している場合においても、多量排出事業者等に該当した年度の翌年度に実施状況について、報告しなければなりません。

電子マニフェスト使用義務者は、令和2年(2020年)度以降の様式第2号の14「電子情報処理組織の使用に関する事項」欄の「電子情報処理組織の使用に関して実施した取組」に、電子マニフェストへの加入、電子マニフェスト対応処理業者との契約等について記載してください。また、情報処理センターへの登録が困難な場合として規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を記載してください。他方、電子マニフェスト使用義務者でない事業者は、義務者に該当しない旨を記載してください。

記載は処理計画の例に準じて行い、欄内に書ききれない場合は「別紙のとおり」とし、別紙2(特別管理産業廃棄物の場合は別紙4)又は、これに準じた様式に記載して添付してください。

[参考]

処理計画及び実施状況報告書に記載の各事項の産業廃棄物の量は、次の説明及び実施状況報告書(第2面)のフロー図を参考に記載してください。

- ① 産業廃棄物排出量：自ら直接再生利用した量を含めた事業場における産業廃棄物の排出量
 - ② 自ら直接再生利用した量：①のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - ③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量：①のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - ④ 自ら中間処理した量：①のうち、自社において中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - ⑤ ④のうち熱回収を行った量：④のうち、熱回収を行った量
 - ⑥ 自ら中間処理した後の残さ量：自社において中間処理した後の残さ物の量
 - ⑦ 自ら中間処理により減量した量：④の量から⑥の量を差し引いた量
 - ⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量：⑥の量のうち、自社において再生利用する量、又は他人に売却した量
 - ⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量：⑥の量のうち、自社において埋立処分又は海洋投入処分した量
 - ⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量：自社において処理を行わず直接処理業者に委託する量と、⑥のうち処理業者に委託して処理する量の合計量
 - ⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量：⑩の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - ⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量：⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - ⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量：⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - ⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量：⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- なお、処理計画の「自ら再生利用を行う量」には②+⑧の量を、「自ら埋立処分又は海洋投

入処分を行った量」には③＋⑨の量を記載してください。

5 公表

法及び条例において、知事は、提出された処理計画及び実施状況について、速やかにインターネットの利用により公表を行うこととされています。

この公表を通じて、事業者の計画的な減量等や適正処理に向けての取組状況に関する情報が広く県民に提供されるとともに、関係者にもその周知が進められます。また、創意工夫のある取組に対しては県民や関係者から高い評価を受けることも予想されます。事業者においても、公表された他社の情報の内容を踏まえて、より高いレベルの処理計画を策定していくことにより、廃棄物の総合的な減量及びその適正な処理が一層推進されることが期待されます。

県では、処理計画及び実施状況について、県ホームページにより原則として1年間公表することとします。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/sakuse/index.html>

6 様式

【前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置する事業者】

法施行規則様式第2号の8（第8条の4の5関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長野県知事 様</p> <p style="text-align: center;">提出者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【前年度に法第 12 条第 9 項の規定により計画書を提出した事業者】

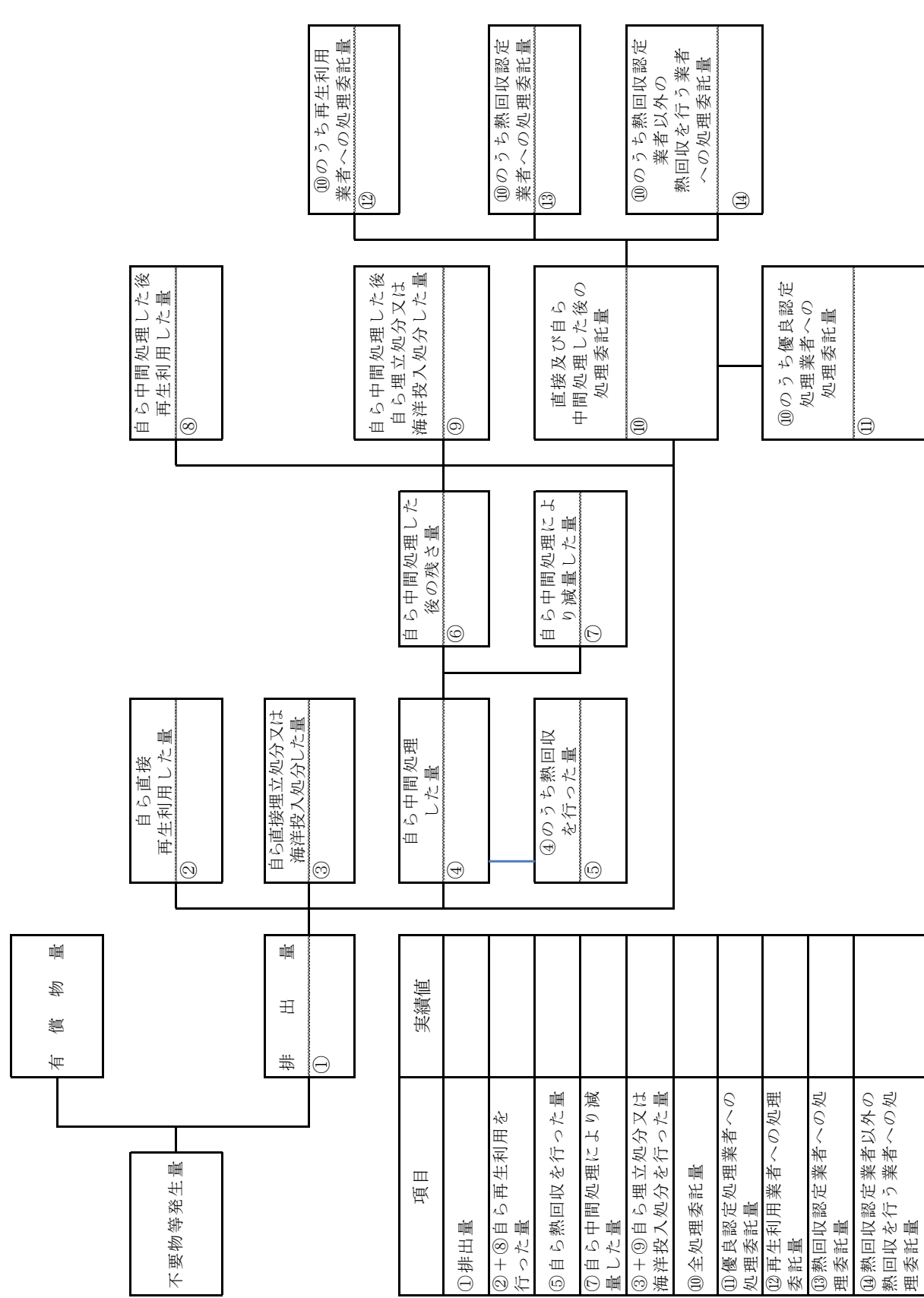
法施行規則様式第 2 号の 9 (第 8 条の 4 の 6 関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div>			
長野県知事 様 <div style="text-align: center; margin-left: 200px;"> 提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 </div>			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、 年度の産業 廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	t	全 処 理 委 託 量	t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A 列 4 番)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類)



項目	実績値
① 排出量	
② + ⑧ 自ら再生利用を行った量	
⑤ 自ら熱回収を行った量	
⑦ 自ら中間処理により減量した量	
③ + ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩ 全処理委託量	
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	
⑫ 再生利用業者への処理委託量	
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者】
 法施行規則様式第2号の13(第8条の17の2関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
年 月 日	
長野県知事 様	
提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計 画 期 間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組）			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
電子情報処理組織の使 用に関する事項	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t
	(今後実施する予定の取組等)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

【前年度に法第 12 条の 2 第 10 項の規定により計画書を提出した事業者】

法施行規則様式第 2 号の 14 (第 8 条の 17 の 3 関係)

(第 1 面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

長野県知事 様

提出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 11 項の規定に基づき、 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

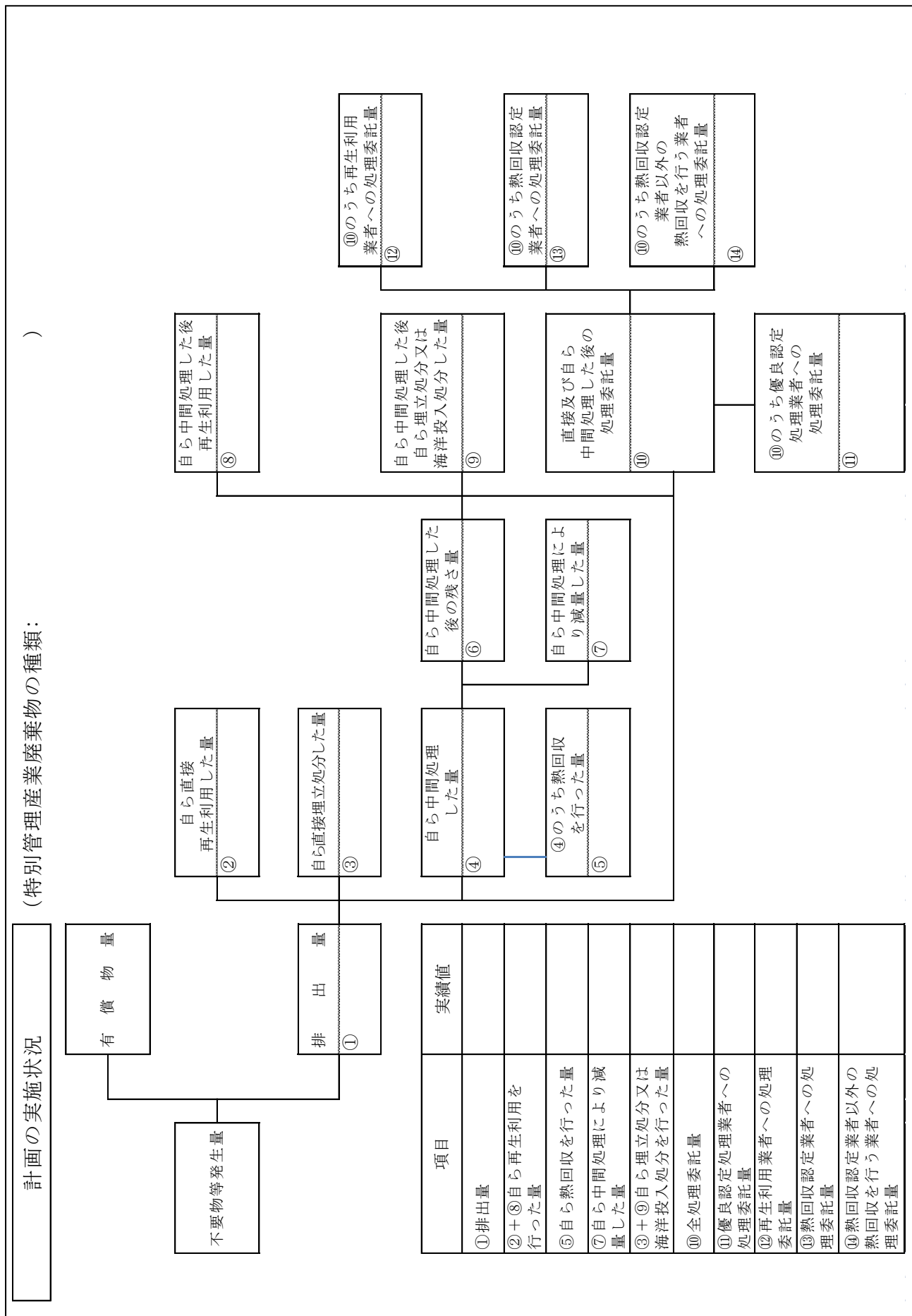
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 t
	前年度 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)	

※事務処理欄

(日本工業規格 A 列 4 番)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

【前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上 1,000 トン未満である事業場を設置している事業者】
 条例施行規則様式第 26 号（第 46 条関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div>	
長野県知事	様
提出者 住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第 55 条第 1 項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本工業規格 A 列 4 番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

【前年度に条例第 55 条第 1 項の規定により計画書を提出事業者】

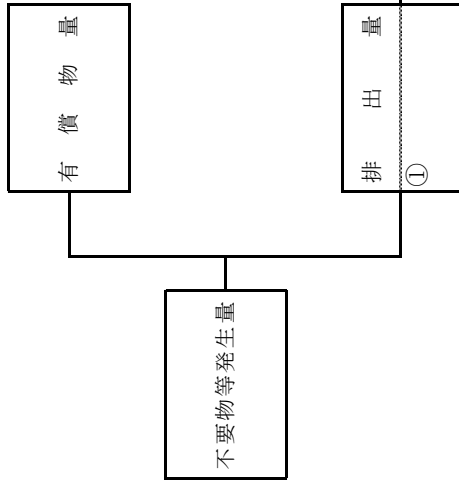
条例施行規則様式第 27 号 (第 46 条関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書 年 月 日 長野県知事 様 提出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第 55 条第 2 項の規定により、 年度の産業 廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画における 計画期間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	t	全 処 理 委 託 量	t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A 列 4 番)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類)



項目	実績値
① 排出量	
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	
⑤ 自ら熱回収を行った量	
⑦ 自ら中間処理により減量した量	
③+⑥ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩ 全処理委託量	
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	
⑫ 再生利用者への処理委託量	
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	
⑭ 熱回収認定業者以外の業者へ行う業者への処理委託量	

備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 2 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 3 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 4 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 5 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

平成 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

実績：前年度産業廃棄物排出量
計画：当年度産業廃棄物排出量の目標値

単位：t

産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら燃回収を行った（行う）量		自ら行う中間処理		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
1 燃え殻																				
2 汚泥																				
3 廃油																				
4 廃酸																				
5 廃アルカリ																				
6 廃プラスチック類																				
7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
8 鉱さい																				
9 がれき類																				
10 家畜ふん尿																				
11 家畜の死体																				
12 動物系固形不要物																				
13 ばいじん																				
14 処分するために処理したものの																				
合計																				

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量

【記載方法】

- ・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。

平成 年度産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

単位：t

産業廃棄物の種類	排出量	自社内処理										委託処理						
		② 自ら直接再生利用した量	③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	④ 自ら中間処理した量	⑤ ①のうち熱回収を行った量			⑥ 自ら中間処理した後の残さ量	⑦ 自ら中間処理した量より重量した後の重量	⑧ 自ら中間処理した後の再生利用した量	⑨ 自ら中間処理した後の自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿	⑩の委託処理業者への処理委託量	⑪の委託処理業者への処理委託量	⑫の委託処理業者への処理委託量	⑬の委託処理業者への処理委託量	⑭の委託処理業者以外の熱回収業者への処理委託量	
					⑩のうちの熱回収を行った量	⑪のうちの熱回収を行った量	⑫のうちの熱回収を行った量											
1 燃え殻																		
2 汚泥																		
3 廃油																		
4 廃酸																		
5 廃アルカリ																		
6 廃プラスチック類																		
7 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず																		
8 鉱さい																		
9 がれき類																		
10 家畜ふん尿																		
11 家畜の死体																		
12 動物系固形不要物																		
13 ばいじん																		
14 処分するために処理したものの																		
合計																		

※ 総排出量①=②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿

※記入にあたっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

年度特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位：t

平成	年度特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量）										処理の委託									
	自ら行う中間処理					自ら行う中間処理					再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	総排出量	自ら再生利用を行った（行う）量	自ら熱回収を行った（行う）量	自ら中間処理により減量した（する）量	自ら埋立処分を行った（行う）量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）	認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）	認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	①	②+⑧	⑤	⑦	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
特別産業廃棄物の種類	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における特別管理産業廃棄物の合計量	自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量	自ら中間処理後の量か中間処理後の量を引いた量	自ら直接埋立処分した量と自ら中間処理した量（自ら中間処理を行ったことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含める）	自社内で処理を行うわず直接委託した量と自ら中間処理した残量のうち処理業者に委託して処理する量	優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）	中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）	認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）	認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行う業者への処理委託量											
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性廃棄物																				
廃PCB等																				
PCB汚染物																				
PCB処理物																				
特定有害産業廃棄物																				
汚泥																				
有害無機物																				
有害有機物																				
燃えがら																				
ばいじん																				
合計																				

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分を行った（行う）量＋全処理委託量

【記載方法】

- ・各特別管理産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所（現状）を右に本年の実績（計画）の特別管理産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄のそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後に再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分した（する）量と自ら中間処理した後に自ら埋立処分した（する）量を記載してください。（自ら中間処理したことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含める）

7 関連法令等

(1) 関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（事業者の処理）

第 12 条

- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第 9 項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 12 環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第 12 条の 2

- 10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 11 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 12 都道府県知事は、第 10 項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 13 環境大臣は、第 10 項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（電子情報処理組織の使用）

第 12 条の 5

第 12 条の 3 第 1 項に規定する事業者であつて、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（その運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるもの（以下この条において「電子情報処理組織使用義務者」という。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（第 12 条の 3 第 1 項に規定する環境省令で定める場合及び電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して第 13 条の 2 第 1 項に規定する情報処理センター（以下この条において単に「情報処理センター」という。）に登録することが困難な場合として環境省令で定める場合を除く。）には、運搬受託者及び処分受託者（その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線

で接続されている者に限る。以下この条において同じ。) から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録しなければならない。この場合において、当該電子情報処理組織使用義務者は、運搬受託者及び処分受託者から報告することを求め、かつ、情報処理センターに登録したときは、第 12 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、当該運搬受託者又は処分受託者に対し管理票を交付することを要しない。

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の過料に処する。

- 二 第 12 条第 9 項又は第 12 条の 2 第 10 項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者
- 三 第 12 条第 10 項又は第 12 条の 2 第 11 項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

（産業廃棄物の多量排出事業者）

第 6 条の 3 法第 12 条第 9 項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である事業場を設置している事業者とする。

（特別管理産業廃棄物の多量排出事業者）

第 6 条の 7 法第 12 条の 2 第 10 項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

（多量排出事業者の産業廃棄物処理計画）

第 8 条の 4 の 5 法第 12 条第 9 項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第 2 号の 8 による計画書を当該年度の 6 月 30 日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(実施の状況の報告)

第8条の4の6 法第12条第10項の規定による報告は、様式第2号の9による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第8条の4の7 法第12条第11項の規定による公表は、同条第9項の計画の提出又は同条第10項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

第8条の17の2 法第12条の2第10項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の13による計画書を当該年度の6月30日までに提出することとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 計画期間

三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

十一 法第12条の5第1項に規定する電子情報処理組織の使用に関する事項(※)

(※)平成32年(2020年)4月1日施行の条文。平成31年4月1日施行の条文は、「電子情報処理組織の使用に関する事項」

(実施の状況の報告)

第8条の17の3 法第12条の2第11項の規定による報告は、様式第2号の14による報告書を翌年度の6月30日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第8条の17の4 法第12条の2第12項の規定による公表は、同条第10項の計画の提出又は同条第11項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要のある産業廃棄物)

第8条の31の2 法第12条の5第1項の環境省令で定める産業廃棄物は、法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものを除く。)とする。

(電子情報処理組織使用義務者)

第8条の31の3 法第12条の5第1項の環境省令で定める事業者は、当該年度の前々年度において産業廃棄物（前条に規定するものに限る。以下この条において同じ。）の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者（当該事業場から生ずる産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。）とする。

(情報処理センターに登録することが困難な場合)

第8条の31の4 法第12条の5第1項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子情報処理組織を使用して、法第12条の5第1項の規定による登録、同条第3項若しくは第4項の規定による報告又は同条第5項の規定による通知をすることが困難であると認められる場合
- 二 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合
- 三 電子情報処理組織使用義務者の常勤の役員又は職員の年齢が、平成31年3月31日においていずれも65歳以上である場合であつて、その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていない場合

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）

(電磁的記録による作成)

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

(電磁的記録による交付等)

第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成17年政令第8号）

（電磁的記録に記録されている事項の電磁的方法による交付等の承諾等）

第2条 民間事業者等は、法第6条第1項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第6条第1項に規定する事項の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年環境省令第9号）

（法第4条第1項の主務省令で定める作成）

第5条 法第4条第1項の主務省令で定める作成は、別表第2の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第6条 民間事業者等が、法第4条第1項の規定に基づき、別表第2の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、当該民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（法第6条第1項の主務省令で定める交付等）

第7条 法第6条第1項の主務省令で定める交付等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第9項、第12条の2第10項、第14条第13項及び第14条の4第13項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の12第2号（第6条の15第2号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の4の6及び第8条の17の3の規定に基づく書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第8条 民間事業者等が、法第6条第1項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載

すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第6条第1項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

<p>別表第2 (第5条関係) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)</p>	<p>第7条第15項 (第9条の8第5項 (第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)、第9条の9第5項 (第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)) 及び第9条の10第5項 (第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)) においてみなして適用する場合を含み、第12条第13項、第12条の2第14項、第14条第17項及び第14条の4第18項において準用する場合を含む。)、第12条第9項、第12条の2第10項及び第13条の8</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第35号)</p>	<p>第8条の4の6及び第8条の17の3</p>

(2) 関係条例

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 (平成20年3月24日条例第16号)

(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

第55条 その事業活動に伴う前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満である事業場を県内に設置している事業者(次項において「準多量排出事業者」という。)は、毎年6月30日までに、規則で定めるところにより、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。

2 準多量排出事業者は、毎年6月30日までに、前項の計画の実施状況について、知事に報告しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による計画の提出及び前項の規定による実施状況の報告があったときは、規則で定めるところにより、これらを公表しなければならない。

(過料)

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第55条第1項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

(2) 第55条第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成 20 年 10 月 14 日規則第 44 号）

（準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画）

第 46 条 条例第 55 条第 1 項の規定による計画の提出は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理計画書（様式第 26 号）により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 計画期間
- (3) 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- (4) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- (5) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- (6) 産業廃棄物の分別に関する事項
- (7) 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- (8) 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- (9) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- (10) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

2 条例第 55 条第 2 項の規定による報告は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第 27 号）により行うものとする。

3 条例第 55 条第 3 項の規定による公表は、同条第 1 項の規定による計画の提出及び同条第 2 項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(3) 関係通知（環境省）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知（平成23年2月4日環廃対発第110204004号・環廃産発第110204001号））

第18 不法投棄等に係る罰則の強化等

3 多量排出事業者の処理計画に関する罰則の創設

産業廃棄物を多量に排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）が作成することとされる産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）及びその実施状況の報告の提出を確実にし、排出事業者による減量等の自主的な取組を促進するため、処理計画を提出せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出し、又はその実施の状況を報告をせず、若しくは虚偽の報告をした多量排出事業者は、20 万円以下の過料に処することとした（法第 33 条第 2 号及び第 3 号）。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知（平成23年2月4日環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号））

第24 多量排出事業者処理計画の見直し

多量排出事業者が作成する産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「多量排出事業者処理計画」という。）については、これまで添付書類の様式のみが定められており、計画自体の様式は定められていなかったことから、様式を統一的に定めることとし、評価を行いやすくしたこと（規則様式第2号の8等）。

また、循環的利用を進める観点から、排出事業者の責任において再生利用等による減量を進めることが重要であるが、減量は委託により行うことも可能であることから、計画に記載すべき事項として、産業廃棄物の処理の委託に関する事項を追加したこと。さらに、当該委託に関する事項として、優良認定処理業者（令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に該当する者）への処理の委託、処理業者への再生利用の委託、認定熱回収施設設置者（法第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理の委託及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理の委託について、規則様式においてそれぞれ記載させることとしたこと。

また、多量排出事業者処理計画及びその実施の状況については、これまで都道府県知事が一年間公衆の縦覧に供することにより公表されていたが、住民への情報提供や周知を徹底し、もって排出事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による減量化の取組を推進するため、都道府県知事による公表はインターネットの利用により行うこととし、多量排出事業者処理計画の提出及び実施の状況の報告については電子ファイルで行うことを可能とすることとしたこと（規則第8条の4の7等）。

なお、都道府県知事によるインターネットでの公表に係る改正規定は、平成23年10月1日から施行されること（改正規則附則第1条）。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知（平成30年3月30日環循適発第18033010号・環循規発第18033010号））

第一 電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェストの使用」という。）の義務付け（改正法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第1項等）

1 運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要がある産業廃棄物

電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要がある産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物とし、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物（改正令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条の4第5号イからハマまでに掲げる産業廃棄物。以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」という。）は除くこと（改正規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第8条の31の2）。

なお、令第2条の4第5号ル(8)に掲げるポリ塩化ビフェニルを含む汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものは含むこと。

2 義務の対象者（規則第8条の31の3）

(1) 当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の

発生量が 50 トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用の義務対象となること。

- (2) 電子情報処理組織使用義務者が特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）以外の産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該産業廃棄物については電子マニフェストの使用の義務対象とならないこと。

3 情報処理センターに登録することが困難な場合（規則第 8 条の 31 の 4）

- (1) 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由（規則第 8 条の 31 の 4 第 1 号）としては、例えば、次のような事由が考えられること。

① 電子情報処理組織使用義務者、運搬受託者、処分受託者若しくは情報処理センターのインターネット回線が故障したとき又は電力会社による長期間の停電が起こったとき

② 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象によって、電子情報処理組織使用義務者、運搬受託者、処分受託者又は情報処理センターがインターネット回線を使用することができないとき

- (2) その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合（規則第 8 条の 31 の 4 第 2 号）としては、例えば、次のような場合が考えられること。

① 離島内等で他に電子マニフェストの使用が可能な収集運搬業者又は処分業者が存在しないとき

② 事業活動により通常排出する特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物が排出される場合であって、当該特別管理産業廃棄物を処理できる電子情報処理組織を使用する収集運搬業者又は処分業者が存在しないとき

5 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者処計画の記載事項（規則第 8 条の 17 の 2 第 11 号等）

- (1) 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者処計画には、全ての特別管理産業廃棄物の排出量を記載する必要があること。

- (2) 電子情報処理組織使用義務者となるか否は、当該年度の前年度に当該処理計画に記載する特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量の合計を確認し、事業場ごとに判断すること。

- (3) 電子情報処理組織使用義務者となる場合は、当該処理計画に電子マニフェストの使用に関する事項について記載する必要があること。また、当該年度の前年度に当該処理計画に記載する特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が 50 トン未満の場合等は、当該処理計画に、次年度について電子情報処理組織使用義務者とならぬ旨を記載すること。

- (4) あらかじめ規則第 8 条の 31 の 4 各号に定める情報処理センターに登録することが困難な場合に該当することが明らかである場合は、当該処理計画にその旨及び理由を記載すること。

第九 その他

2 様式の改正等

上記第一、二及び第五等に係る様式の整備を行ったこと。第二に係る様式については、特別管理産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を明らかにする形で運用されたいこと。なお、規則様式第2号の13については、平成31年度と平成32年度以降とで様式が異なるので留意されたいこと。

産業廃棄物の種類

種類	具体例	業種指定	
法律	1 燃え殻	灰かす、石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、廃棄物焼却灰、炉清掃掃出物等	なし
	2 汚泥	工場排水処理汚泥、製紙スラッジ、下水汚泥、活性汚泥、ビルピット汚泥、凝集沈でん汚泥、浄水場沈でん汚泥等	
	3 廃油	鉱物性及び動植物性油脂に係るすべてのもの（潤滑油、絶縁油、溶剤、タールピッチ類、魚油、菜種油等）	
	4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、発酵廃液、写真定着廃液等酸性の廃液のすべて	
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液、写真定着廃液等アルカリ性廃液のすべて	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴム（廃タイヤ等）等固形状液体状のすべてのプラスチック	
政令	1 紙くず	製本くず、印刷くず、ダンボールくず、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴うもの）パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
	2 木くず	木材片、おがくず、バーク、建設現場から排出される廃木材等	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴うもの）木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業
	3 繊維くず	木綿くず、羊毛くず、絹くず、麻くず等天然繊維のもの、建設現場から排出される繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴うもの）繊維工業（縫製業を除く）
	4 動植物性残さ	魚、獣のあら、発酵かす、醸造かす、あめかす等	食料品製造業、医薬品製造業香料製造業
	5 ゴムくず	天然ゴムくずに限る	なし
	6 金属くず	研磨くず、切削くず、廃鉄材、空かん、銅線くず等	
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	空ビン、破損ガラス、ガラス繊維くず、陶磁器くず、レンガくず、廃石膏ボード等	
	8 鉱さい	ノロ、ドロス、カラミ、ボタ、不良鉱石、鋳物砂等	
	9 がれき類	コンクリート破片、ブロック破片、瓦片等工作物の新築改築又は除去に伴って生じた各種廃材（土砂を除く）	畜産農業
	10 家畜ふん尿	牛、豚、にわとり等のふん尿	
	11 家畜の死体	牛、豚、にわとり等の死体	
	12 動物系固形不要物	とさつ等あるいは食鳥処理した獣畜等に係る固形状の不要物	と畜場、食鳥処理場
	13 ばいじん	ばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設等で発生するばいじんを集じん施設で集めたもの（バグフィルター捕集ダスト等）	なし
	14 処分するために処理したもの	産業廃棄物を処分するために処理したもので、以上の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物等）	

特別管理産業廃棄物の種類

種類	定義	関連事業
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油	紡績、印刷、香料製造、医薬品製造、石油精製、クリーニング、科学技術研究、その他
廃酸 廃アルカリ	p H2.0 以下の酸性廃液 p H12.5 以上のアルカリ性廃液	化学工業製品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、ガラス・窯業、その他
感染性廃棄物	感染性病原体を含むか、その恐れのある産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管など）	病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他
廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油、PCBが塗布、染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、PCBが付着封入された金属くず等	
廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材や、その除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着している恐れのあるもの等	建設、解体、造船、機械修理、その他
有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を基準値以上含んでいる汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃えがら、ばいじんなど	無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、めっき、クリーニング、廃棄物焼却炉、その他

提出先一覧

提出先	住 所	電 話	管 轄 区 域
佐 久 地域振興局 環境・廃棄物対 策課	〒385-8533 佐久市大字跡部 65-1	0267 (63)3166	上田市・小諸市・佐久 市・東御市・南佐久 郡・北佐久郡・小県郡
上伊那 地域振興局 環境・廃棄物対 策課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265 (76)6817	飯田市・伊那市・駒ヶ 根市・上伊那郡・下伊 那郡・木曾郡
松 本 地域振興局 環境・廃棄物対 策課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263 (40)1956	松本市・岡谷市・諏訪 市・大町市・茅野市・ 塩尻市・安曇野市・諏 訪郡・東筑摩郡・北安 曇郡
長 野 地域振興局 環境・廃棄物対 策課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	026 (234)9533	須坂市・中野市・飯山 市・千曲市・埴科郡・ 上高井郡・下高井郡・ 上水内郡・下水内郡
県 庁 資源循環推進 課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026 (235)7187	建設業等の場合で、 処理計画等を作成し た支店等が県外又は 長野市にある場合
長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市鶴賀緑町 1613	026 (224)7320	長野市